

許可申請必要書類

申請部数：正副 **2部** 必要です（副本はコピー可）

必要書類		新規 (追加)	継続 (更新)	変更	備考
広告物等許可申請書		○			書類に必要事項記入
広告物等継続許可申請書			○		書類に必要事項記入
広告物等変更許可申請書				○	書類に必要事項記入
表示又は設置場所を示す地図		○	○		広告物等を表示又は設置する場所の状況がわかるもの（住宅地図のコピーでも可）
広告物等に関する図面	配置図（平面図）	○		○	敷地内の広告物等の配置がわかるもの
	立面図	○		○	建物を利用して設置するもので、建物の形状が判断基準になる場合のみ必要
	意匠図	○		○	広告物等の素材・形状・寸法・色彩のわかるもの（色彩は、 マンセル値を明記 してください）
土地・建物の所有者若しくは管理者の承諾書（コピー）		○			所有者若しくは管理者の設置承諾書、又は設置を承諾する旨明記された賃貸借契約書のコピー
委任状		○*	○*	○*	*代理人申請の場合に必要
広告物等の安全性の点検に係る書類			○		任意の書式による安全点検の書類
現状の広告物等の状況がわかる写真			○		申請日前の30日以内に撮影した個々の広告物等がわかるものと敷地又は建物全体が入った手札大のカラー写真で、裏面等に撮影年月日を記入してください。
誓約書		○*		○*	*申請する広告物等が既存のものであって、かつ、建築基準法の工作物確認を要する規模である場合に必要です。
返信用封筒 (副本の受取を郵送希望される方のみ)		○*	○*	○*	切手が貼付され、宛名を記入したもの (A4サイズの書類が入る封筒) *窓口で交付する人は不要です

備考 1. 重複しているものがある場合は、省略していただいて結構です。

2. 管理者の変更や除却しているものがある場合は、届け出てください。

【お問い合わせ先】

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地
 宇治市都市整備部 歴史まちづくり推進課 景観係
 TEL 0774-20-8918 (直通)
 FAX 0774-21-0409
 E-mail rekimachi@city.uji.kyoto.jp

⇒裏面に続く

屋外広告物許可申請事務手数料

種類	広告物 1 個につき			許可期間基準
	面積 2 m ² 以下	面積 2 m ² 超~5 m ² 以下	以降 5 m ² ごと	
屋上広告物 屋上広告塔	1,000 円	2,500 円	3,000 円	3 年以内
軒下広告物 建植広告物 塀垣広告物 一般広告塔 アーチ広告物	800 円	2,000 円	2,500 円	
気 球	750 円			
横断幕	1,000 円			
幕広告	500 円			
立看板、スタンド	500 円			
広告旗 (のぼり)	250 円			
はり紙	500 円			1 ヶ月以内

※ 1 照明付きの場合は上記金額の 1.5 倍、可変表示式の場合は 2 倍とする。

※ 2 はり紙の枚数が 100 枚未満であるとき又はその枚数に 100 枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は 100 枚とする。